

各市町村教育委員会教育長

千葉県教育委員会教育長
(公印省略)

子育て部分休暇の取扱いについて（通知）

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年千葉県人事委員会規則第2号。以下「規則」という。）の一部が改正され、新たに子育て部分休暇制度が設けられ、令和5年11月1日から施行されます。については、子育て部分休暇に係る取扱いを下記のとおりとしましたので、職員に周知のうえ、事務取扱いに遺漏のないようお願いします。

記

1 対象職員

全職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を含む。）であること。

ただし、育児短時間勤務職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。

2 子育て部分休暇の要件

1に定める職員が、小学校就学の始期（満6歳に達する日以後の最初の4月1日。以下同じ。）から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの子（法律上の親子関係がある子（養子を含む。）のほか、特別養子縁組の監護期間にある子、養子縁組里親に委託されている子及び養育里親（実親等の意に反するため、養子縁組里親として子を委託できない場合に限る。）に委託されている子を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しない場合に承認されるものであること。

3 子育て部分休暇の期間及び時間

- (1) 当該子の小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間で、職員が子育て部分休暇を取得しようとする期間であること。
- (2) 正規の勤務時間（条例第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として1日を通じて2時間を超えない範囲であること。

なお、規則第9条第13号の規定による特別休暇（以下「育児休暇」という。）及び職員の育児休業等に関する条例第26条で承認された部分休業（以下「部分休業」という。）を付与されている場合は、2時間から当該育児休暇及び部分休業の時間を減じた時間について承認されるもの

であること。

4 子育て部分休暇の請求及び承認

- (1) 子育て部分休暇の取得を請求しようとする職員は、子育て部分休暇承認請求書（別記様式1）を、子育て部分休暇を始めようとする日の1月前までに、所属長に提出するものであること。

なお、子育て部分休暇の請求にあたっては、子育て部分休暇が必要な期間についてあらかじめ包括的に請求することとし、子育て部分休暇承認請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。

- (2) 市町村立学校の校長は、(1)の書類に副申（別記様式4）を添えて市町村教育委員会に提出すること。
- (3) 県立学校の校長は、(1)により請求のあったものについて次の事項を確認のうえ検討し、適当と認めたものについて、子育て部分休暇承認通知書（別記様式2）により職員へ通知し、子育て部分休暇を承認すること。
- ア 当該職員が育児短時間勤務職員でないこと。
 - イ 請求期間及び時間が適正であること。
 - ウ 当該職員が子育て部分休暇を承認された場合においても、公務の運営に支障がないと認められること。

5 子育て部分休暇の承認の取消し等

- (1) 子育て部分休暇を取得している職員（以下「部分休暇職員」という。）が特定日の子育て部分休暇の承認について取り消そうとする場合には、あらかじめ子育て部分休暇承認請求書の写しの裏面に必要事項を記入し、所属長に申し出るものとする。申出があった場合には、所属長は、内容を確認のうえ特定日の子育て部分休暇の承認を取り消し、子育て部分休暇承認請求書の写しの裏面に承認日を記入すること。
- (2) 部分休暇職員は、次の事由のいずれかに該当したときは、遅滞なく養育状況変更届（別記様式3）により所属長へその旨届け出るものであること。
- ア 産前休暇を始め、若しくは出産（妊娠満12週以後の分べん（死産を含む。）をいう。）した場合
 - イ 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
 - ウ 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなった場合（次のいずれかに該当する場合）
 - (ア) 職員と子育て部分休暇に係る子とが離縁したとき
 - (イ) 職員と子育て部分休暇に係る子との養子縁組が取り消された場合
 - (ウ) 職員と子育て部分休暇に係る子との親族関係が民法第817条の2

に規定する特別養子縁組により終了した場合

(エ) 職員と子育て部分休暇に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)

(オ) 職員と子育て部分休暇に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

エ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合(次のいずれかに該当する場合)

(ア) 職員と子育て部分休暇に係る子とが同居しないこととなった場合

(イ) 職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、子育て部分休暇の期間中、当該部分休暇に係る子の日常生活上の世話をすることができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合

(ウ) 職員が子育て部分休暇に係る子を託児するなどして当該部分休暇をすることにより養育している時間に当該子の日常生活上の世話に専念しないこととなった場合

(3) 市町村立学校の校長は、(2)の書類に副申(別記様式5)を添えて市町村教育委員会に届け出ること。

(4) 県立学校の校長は、(2)により届け出があったときには、内容を確認のうえ、子育て部分休暇承認請求書の裏面にその旨を記入すること。

(5) 県立学校の校長は、部分休暇職員が休職若しくは停職の処分を受けたとき、部分休暇職員について当該部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき又は部分休暇職員について当該部分休暇の内容と異なる内容の部分休暇を承認しようとするときには、子育て部分休暇承認請求書の裏面にその旨を記入すること。

6 子育て部分休暇における給与等の取扱い

(1) 子育て部分休暇により勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例(昭和27年条例第50号)第19条の規定による勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(2) 子育て部分休暇を取得することによる昇給及び退職手当への影響はない。

(3) 期末手当の算定においては、子育て部分休暇の期間を在職期間から除算しない。勤勉手当の算定においては、基準日以前6か月以内の期間(6/2~12/1 又は 12/2~6/1)中の子育て部分休暇及び部分休業により勤務しなかった時間数を合算して日数に換算し、30日を超える場合には、その期間を勤務期間から除算する。

7 出勤簿等の整理及び庶務共通事務処理システムへの入力

(1) 子育て部分休暇中の出勤簿の整理は「部休」と表示すること(県費負担教職員のみ(教育庁は除く))。

県立学校の校長は、子育て部分休暇承認通知書により職員へ通知をしたとき及び5（1）、（3）又は（4）において子育て部分休暇承認請求書の裏面に記入したときには、庶務共通事務処理システムの管理者入力画面の「休暇の区分」から、「育児部分休業・子育て部分休暇」を選択し、所要事項の入力・修正を行うこと。

また、理由欄には、対象の子の続柄、年度末年齢等を入力すること

8 県教育委員会への報告

県立学校の校長は、子育て部分休暇承認通知書により職員へ通知をしたときには当該通知及び職員からの提出書類の写しを、5（3）において子育て部分休暇承認請求書の裏面に記入したときには子育て部分休暇承認請求書及び職員から提出された養育状況変更届の写しを速やかに県教育委員会へ提出すること。